

写

資料1

詐問書及び詐問理由

写

都都計自第100147号
令和4年8月2日

さいたま市自転車等駐車対策協議会
会長 大沢 昌玄 様

さいたま市長 清水勇人



自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第8条及びさいたま市自転車等放置防止条例（平成13年5月1日条例第205号）第14条第1項の規定にある調査審議事項として、下記案件について貴協議会の意見を求める。

記

- 1 さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年5月1日条例第205号）第13条の別表（第13条関係）の規定による費用の徴収（放置自転車返還手数料）について



別紙

【諮問理由】

さいたま市では、駅前広場、道路その他公共の場所における歩行者等の通行の安全を確保し、市民の良好な生活環境の保持を図ることを目的に、「さいたま市自転車等放置防止条例」に基づき、現在、市内31駅周辺に自転車等放置禁止区域を指定し、放置自転車等の防止対策に係る監視、撤去、保管、返還、処分を実施している。

放置自転車等の撤去台数は、自転車等駐車場の整備、放置禁止区域における放置自転車対策を推進した結果、平成15年度をピークに年々減少し、令和3年度はピーク時の6%まで減少している。

撤去し、保管した自転車等を返還する際には、手数料を徴収しているが、近年放置自転車等の撤去台数の減少に伴い、撤去自転車1台当たりの費用が上昇してきたこと、他都市と比較して返還手数料が安価であること、条例制定以来現在に至るまで返還手数料は据え置きとなっていることから、放置自転車返還手数料の見直しについて検討する必要がある。

このため、放置自転車返還手数料について、本協議会の意見を賜りたく、諮問するものである。